## 広島県告示第十四号

る手数料)の一部を次のように改正し、令和七年一月九日から施行する。 令和元年広島県告示第七百五十六号(広島県立総合リハビリテーションセンターにおけ

令和七年一月九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように

(略)									接種料	は予防	健康診		
)略(						料	・種 接	防	予	)略	· ·	区	
(強)	(略)	み予診の	ルスワクチン新型コロナウイ	み予診の	チンフルエンザワク	経鼻弱毒性イン	ザーン 予診の	インフ (略)	(略)	(略)	) }	分	
(略)	(略)	つ — き 回 に	つ き 回 に	つ き 回 に	つき	回に	つ 一 ョ に	(略)	(略)	(略)	Ì	単 位	
(略)	(略)	三、1100円	一五、五七〇円	三、1100円		八、七〇〇円	111、1100日	(略)	(略)	(略)	Ì	金額	
(略)									接種料	は予防 又	健康診		
) 略(						料		防	予	)略	· (	区	
	(略)				]	L		インフ(	(略)	(略)	į	分	
(略)	1 - 1						み予診の	(略)					
略)							0)						
(略) (略)	(略)						つきに	(略)	(略)	(略)	j	単位	